

虐待認定に明確な基準と手続を



外岡新聞

誰かが「虐待」と言えば虐待？そんな馬鹿な話はない

高齢者虐待の件数は相談・認定数ともに長期的に見れば右肩上がりであるが、その認定プロセスと判断基準に大きな問題があることが分かってきた。

高齢者虐待防止法で規定された定義が骨抜きにされ、不適切なケアも認定者のさじ加減一つで虐待に仕立て上げることができてしまう。行政の強引な調査手法も問題であり、突然現場に数名で押しかけ職員を脅し、長時間拘束する。その問題点と進むべき道筋を、本号で解説する。

これが「虐待」？

- 1 食事介助のために認知症利用者の唇に指先で触れ開口を促した →身体的虐待
- 2 医師嫌いの利用者の身体に褥瘡ができたが、診察を拒否するので仕方なくワセリンを塗り体位交換等の予防措置を講じた →ネグレクト
- 3 爪が伸びすぎた利用者が数名いた →ネグレクト
- 4 水分補給が足りなかった →ネグレクト
- 5 認知症の女性入居者が、トイレから下半身に何も履かない状態が出てきたところ、職員が廊下で下半身裸・立位の状態のまま急いで下着を履かせた。その際別の男性入居者がその脇を通り、様子を見ていた。 →性的虐待



11月22日、成田市主催のリスケマネジメントセミナーで講義する外岡潤。

12月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL: 03-5358-9855
FAX: 03-6730-6140



初のオンライン自主セミナーに、15名もの顧問の皆様にご参加頂きました！有難う御座いました。来年はより情報発信に力を入れ、今回のような自主セミナーも定期的に開催して参ります。来年もどうぞ宜しくお願い致します。



☆：外岡潤

○：グループホームの管理者

○：件数が増えたからか、行政は最近虐待予防についてピリピリしているようです。うちも、勿論虐待防止研修や委員会を開催し、運営推進会議等でも積極的に虐待防止に関する話題を出したりしていますが…

☆：虐待を起こさないための取り組みは重要ですが、肝心の「不適切ケアと虐待の線引き」はどこで引くべきでしょう。

○：そこなんですよね。事例にあるように、虐待と言われてしまえばそうなのかもしれないと思いつつも、「こんなのが虐待？」と釈然としないこともあります。

☆：何でも行政のさじ加減一つで虐待と認定できるのであれば、現場はますます混乱に陥るでしょう。些末なケースの対応に時間と労力を費やす陰で、本当に悪質な身体的虐待が行われているとしたら目も当てられません。

○：そうですね…先生、上の1～5についてはどう判断すべきなのでしょう。

☆：まず1は、身体的虐待に当たる可能性は無くはないです。ですが「唇に指先で触れ」た程度では明らかに虐待は成立しません。それは何を見れば書いてあるのでしょうか。

○：えーっと、マニュアルとかでしょうか？

☆：そうかもしれませんが、その大元となる文章です。正解は、高齢者虐待防止法です。

身体的虐待は、同法で「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」と定義されています。この定義が重要なのです。

○：なるほど、身体に外傷を生じさせる可能性があるかどうかで判断するのですね。

☆：本来の法解釈・適用ではその考え方になります。ところが実態は、行政の担当官が「利用者の尊厳や心身や生活への影響という視点」も加味し、総合的に判断しています。そのため、法律の条文の規定からかけ離れてしまうという現象が起きているのです。

外岡新聞

12月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ペイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



初のオンライン自主セミナーに、15名もの顧問の皆様にご参加頂きました！有難う御座いました。来年はより情報発信に力を入れ、今回のような自主セミナーも定期的に開催して参ります。来年もどうぞ宜しくお願い致します。

- : そんな恣意的な評価・判断が罷り通って良いのでしょうか…
- ☆: いけませんね。なぜ行政がそのように判断しているかという、平成24年3月のマニュアル「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引」に、そう書いてあるからなのです。
- : それは不条理ですね。きちんと条文の規定に沿った判断をしてもらいたいものです。
不適切ケア＝ネグレクト？
- ☆: 次に2ですが、ネグレクトの条文上の定義は「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」です。
- : 「著しい」という言葉が二回も登場しますね。現場では予防措置を講じているのだから「職務上の義務を著しく怠」ったとはいえないのでは？
- ☆: 全く同意します。ところがある行政機関は、医師の受診に繋げるべきだったと言い張りネグレクト認定してしまったんです。どこまで本気なのか確かめるために面談を申し入れましたが、本件は虐待だと心底思っているようであることが分かり愕然としました。
- : 現場も好き好んで医師が見られない状態を作り出した訳でもないのに、これで虐待のレッテルを貼られてしまうのはあまりに気の毒です。
- ☆: 3、4も同様ですね。実は、湖山医療福祉グループに属する社会福祉法人が運営する特養において渋谷区による虐待の調査が入り、その結果このようなネグレクト認定がなされてしまいました。これを不服として同法人は区を提訴、法的に筋を通すよう裁判の場で主張しています。少しでも行政が襟を正してくれることを願います。
- : 本当に、少しでも「不適切」と言える要因があれば、何でもかんでも「著しい職務上の義務を怠った」と見なされてしまうのでは、やってられません。
- ☆: 5も、ある顧問先で市が虐待認定した事例なのですが、性的虐待の定義は「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」です。5のどこが、わいせつ行為なのでしょう。
- : 裸のまま廊下で下着を履かせた点かな？ただ、それは確かにバスタオルを腰に巻くとか何らかの配慮はできた方が望ましいのかもしれませんが、虐待というのは行き過ぎな気がします。
- ☆: そうですよね。虐待認定時には「行為者の自覚の有無は問わない」という原則論がある（＝虐待であると思っていなくても虐待が成立する）ものですから、これが更に認定の幅を不適切に広げてしまっているのです。
- : 恐ろしい…この事例だって、職員はご利用者のために「急いで」着替えさせたのであって、良かれと思ってしたわけですよ。それを「でもあなたのしたことは虐待だよ」と頭ごなしに言われたら、誰だって馬鹿らしくなってしまいますよね。
- ☆: そう思います。この問題は広く社会に問い掛け、虐待認定の手法を改めて条文解釈を基軸とするよう統一する必要があると考えます。このままでは現場が正義の押し付けに潰されます。

外岡流 趣味の部屋

伝統を受け継ぐ



贅沢の極みですが、あの海老蔵の團十郎襲名披露公演を観に行ってきました。日舞の先生がチケットを予約して下さりました。新星・團十郎の存在感は圧倒的でしたが、息子の勸玄君も新之助になり、立派な歌舞伎役者でした。

幕間に5人の役者が横一列に並び、口上を各々述べる場面があったのですが、最後に團十郎が「ひとつ、睨んでご覧にいれましょう」というと、右足を蹴り出してポーズを決め「睨み」を披露しました。「團十郎に睨まれると、一年間無病息災で過ごせると言われてきたそうです。2階席からは遠くてもよく見えますでしたが、浮世絵に描かれた数百年前と全く同じであろう風景が、そこには存在していました。

江戸時代の昔から、日本人はこうして役者の世代交代を祝い、スーパースターを育ててきたのだと思うと、感慨深いものがありました。こうして確かに十三代目までバトンが繋がれてきたことは、奇跡的であり不思議な感覚でもありました。

自分も、自ら作り出した技術や知恵を、ささやかですが時代の大きな流れの中で次に繋いでいきたいと思います。

編集後記

あつという間に今年も年の瀬を迎えようとしています。皆様にとって22年はどんな年でしたでしょうか▼自分は「情報発信」をテーマに、YouTubeをはじめコラムや自主セミナー、SNS等色々と手掛けましたが、「継続は力なり」はまさしく真理であると痛感しています▼9月には法人化という大きな変化もありました。来年はいよいよ、より多くの案件に対応できるよう組織化を徐々に進めていきたいと思います。